

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1. 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間を定めるほか、所要の規定の整備を行うため、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）について所要の改正を行うもの。

2. 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

（1）転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間

転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間について、整備法による改正後の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十四条の二第三項の規定による通知があつた日から、同項の規定により通知された転出の予定年月日から三十日を経過した日までの期間とする。

（2）その他所要の規定の整備を行う。

※詳細は「（別紙 2）新旧対照表」のとおり。

3. 根拠条文

整備法による改正後の法第二十四条の二第三項及び第四項、第三十八条第二項並びに第四十一条

4. 施行期日

令和 5 年 2 月 6 日を予定